

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月17日
【会社名】	東京電力パワーグリッド株式会社
【英訳名】	TEPCO Power Grid, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 禎則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 渡部 康次朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田内幸町一丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 渡部 康次朗
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【提出理由】

当社は、2026年9月11日及び2026年9月15日付で財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結したので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 2026年9月15日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

都市銀行、信託銀行、生命保険会社

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額 1,395億円

弁済期限 2027年3月30日

当該債務に付された担保の内容 該当事項なし。

財務上の特約の内容

契約において以下の財務上の特約が付されており、これに抵触した場合において、契約に定めるところに従い、契約に定める一定割合の貸付人から請求があった場合には、契約に係る債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失する。

・各事業年度の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を損失としてはならない。

・各事業年度末日時点の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額の75%以下としてはならない。

(2) 2026年9月15日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

都市銀行、信託銀行、生命保険会社

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額 1,589億円

弁済期限 2027年3月30日

当該債務に付された担保の内容 該当事項なし。

財務上の特約の内容

契約において以下の財務上の特約が付されており、これに抵触した場合において、契約に定めるところに従い、契約に定める一定割合の貸付人から請求があった場合には、契約に係る債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失する。

・各事業年度の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を損失としてはならない。

・各事業年度末日時点の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額の75%以下としてはならない。

(3) 2026年 9月15日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

都市銀行、信託銀行、生命保険会社

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額 1,395億円

弁済期限 2027年 3月30日

当該債務に付された担保の内容 該当事項なし。

財務上の特約の内容

契約において以下の財務上の特約が付されており、これに抵触した場合において、契約に定めるところに従い、契約に定める一定割合の貸付人から請求があった場合には、契約に係る債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失する。

- ・各事業年度の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を損失としてはならない。
- ・各事業年度末日時点の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額の75%以下としてはならない。

(4) 2026年 9月15日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

都市銀行、信託銀行、生命保険会社

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額 2,790億円

弁済期限 2027年 3月30日

当該債務に付された担保の内容 該当事項なし。

財務上の特約の内容

契約において以下の財務上の特約が付されており、これに抵触した場合において、契約に定めるところに従い、契約に定める一定割合の貸付人から請求があった場合には、契約に係る債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失する。

- ・各事業年度の5社連結及び全社連結の経常損益を損失としてはならない。
- ・5社連結及び全社連結の以下の項目について、2四半期連続して、当該項目に記載される要件に抵触してはならない。
 - a. 各四半期の経常損益及び当期純損益に関して、貸付人と合意した各値が黒字の場合には、各四半期の経常損益及び当期純損益を黒字とし、かつ、各四半期の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を、貸付人と合意した各値の75%以上とし、貸付人と合意した各値が赤字の場合には、各四半期の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を、貸付人と合意した各値の125%以上とする。
 - b. 各四半期末日時点の純資産額及び一定の調整額を加えた現預金残高を、貸付人と合意した各値の75%以上とする。
- ・各事業年度の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を損失としてはならない。
- ・各事業年度末日時点の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額の75%以下としてはならない。
- ・東京電力パワーグリッド株式会社の個別の以下の項目について、2四半期連続して、当該項目に記載される要件に抵触してはならない。
 - a. 各四半期末日時点の一定の調整額を加えた現預金残高を、貸付人と合意した値の75%以上とする。

(5) 2026年 9月11日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

政府系金融機関

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額 2,187億円

弁済期限 2027年 3月30日

当該債務に付された担保の内容 該当事項なし。

財務上の特約の内容

契約において内訳毎に以下の財務上の特約が付されており、これに抵触した場合において、契約に定めるところに従い、貸付人から請求があった場合には、契約に係る債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失する。

() 債務の元本の額の内1,378億円

- ・各事業年度の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を損失としてはならない。
- ・各事業年度末日時点の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額の75%以下としてはならない。

() 債務の元本の額の内809億円

- ・各事業年度の 5 社連結及び全社連結の経常損益を損失としてはならない。
- ・ 5 社連結及び全社連結の以下の項目について、2 四半期連続して、当該項目に記載される要件に抵触してはならない。
 - a. 各四半期の経常損益及び当期純損益に関して、貸付人と合意した各値が黒字の場合には、各四半期の経常損益及び当期純損益を黒字とし、かつ、各四半期の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を、貸付人と合意した各値の75%以上とし、貸付人と合意した各値が赤字の場合には、各四半期の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を、貸付人と合意した各値の125%以上とする。
 - b. 各四半期末日時点の純資産額及び一定の調整額を加えた現預金残高を、貸付人と合意した各値の75%以上とする。
- ・各事業年度の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の経常損益及び当期純損益のそれぞれに一定の調整額を加えた額を損失としてはならない。
- ・各事業年度末日時点の東京電力パワーグリッド株式会社の個別の純資産額を、直近事業年度末日時点の純資産額の75%以下としてはならない。
- ・東京電力パワーグリッド株式会社の個別の以下の項目について、2 四半期連続して、当該項目に記載される要件に抵触してはならない。
 - a. 各四半期末日時点の一定の調整額を加えた現預金残高を、貸付人と合意した値の75%以上とする。

5 社連結とは、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社の 5 社による連結をいう。

全社連結とは、東京電力ホールディングス株式会社の連結をいう。

以上